

第5	タンクの容積の算定方法
----	-------------

根拠条文 危政令

- 危政令第5条（タンクの容積の算定方法）
 - 1 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの内容積及び空間容積は、総務省令【危規則第2条・第3条】で定める計算方法に従って算出するものとする。
 - 2 前項のタンク容量は、当該タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積とすること。
 - 3 前項の規定にかかわらず、製造所又は一般取扱所の危険物を取り扱うタンクのうち、特殊の構造又は設備を用いることにより当該タンク内の危険物の量が当該タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積を超えない一定量を超えることのないものの容量は、当該一定量とする。

根拠条文 危規則

- 危規則第2条（タンクの内容積の計算方法）

危政令第5条第1項の総務省令で定めるタンクの内容積（屋根を有するタンクにあつては、当該屋根の部分を除いた部分。以下同じ。）の計算方法は、次のとおりとする。

 - 一 容易にその内容積を計算し難いタンク
当該タンクの内容積の近似計算によること。
 - 二 前号以外のタンク
通常の数値によること。
- 危規則第3条（タンクの空間容積の計算方法）
 - 1 危政令第5条第1項の総務省令で定めるタンクの空間容積の計算方法は、当該タンクの内容積に100分の5以上100分の10以下の数値を乗じて算出する方法とする。ただし、危政令第20条第1項第1号の規定により第3種の消火設備（消火剤放射口をタンク内の上部に設けるものに限る。）を設ける屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク及び製造所又は一般取扱所の危険物を取り扱うタンクの空間容積は、当該タンクの内容積のうち、当該消火設備の消火剤放射口の下部0.3m以上1m未満の面から上部の容積とする。
 - 2 省略

図 5-1 第3種の消火設備を設けたタンクの空間容積の例

留意事項

- 縦置円筒型のタンクの容量計算にあつては、下記の部分の寸法の取り方について留意すること。
 - 1 放爆構造となっているもの

※ 放爆構造となっているものにあつては、放爆構造の部分 (h1+L) が屋根に該当するものである。

2 放爆構造となっていないもの

※ 放爆構造となっていないものにあつては、内容量は、全容量とすること。

3 タンク内部に介在する比較的規模の大きな工作物（サクシオンヒーター等）については、これらの装置類の容積を除いた内容積とすること。

参照

○「具体的なタンク内容積の計算方法」一別記24「タンクの内容量の計算方法」